

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年4月10日(2014.4.10)

【公開番号】特開2011-245275(P2011-245275A)

【公開日】平成23年12月8日(2011.12.8)

【年通号数】公開・登録公報2011-049

【出願番号】特願2011-43434(P2011-43434)

【国際特許分類】

A 6 1 B 6/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 6/00 3 2 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月24日(2014.2.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

X線放射源(16)、X線画像レセプタ(22)、該X線放射源(16)を制御するための制御回路(74)及びワイヤレスインターフェース(76)を含んだ撮像システム(12)と、

前記撮像システム(12)とワイヤレス式に通信するように構成されたハンドヘルド式インターフェースデバイス(38)であって、ユーザ観察可能スクリーン(46)を備えると共に該スクリーン(46)上にX線撮像曝射中にX線放射を受けることになる解剖領域を表す画像表現を表示するように構成されているハンドヘルド式インターフェースデバイス(38)と、

を備え、

前記ハンドヘルド式インターフェースデバイス(38)は、前記画像表現上で、曝射を希望する解剖部位を指定するユーザ入力を受け取り、前記撮像システム(12)に前記希望する解剖部位を表す信号を送信するように構成されており、

前記撮像システム(12)は、前記信号に応答して、前記希望の解剖部位をX線放射に対して曝露させるのに必要な位置までX線源(16)を移動させるように構成されているX線システム(10)。

【請求項2】

前記ハンドヘルド式インターフェースデバイス(38)は撮像システム(12)から受け取った患者識別用データ(190)を含む患者データ(184)を前記スクリーン(46)上に表示するように構成されている、請求項1に記載のシステム(10)。

【請求項3】

前記ハンドヘルド式インターフェースデバイス(38)は病院(88)または放射線科情報システム(86)から受け取った患者識別用データ(190)を含む患者データ(184)を前記スクリーン(46)上に表示するように構成されている、請求項1または2に記載のシステム(10)。

【請求項4】

前記ハンドヘルド式インターフェースデバイス(38)は患者(186)の特定用画像を含む患者データ(184)を前記スクリーン(46)上に表示するように構成されている、請求項1乃至3のいずれかに記載のシステム(10)。

【請求項 5】

前記撮像システム（12）はカメラ（24）を備えると共に、該カメラ（24）が撮影した画像をユーザ観察可能スクリーン（46）上に表示させるためにハンドヘルド式インタフェースデバイス（38）に送信するように構成されている、請求項1乃至4のいずれかに記載のシステム（10）。

【請求項 6】

前記ユーザ観察可能スクリーン（46）はタッチによる入力のエンコードが可能なタッチスクリーンである、請求項1乃至5のいずれかに記載のシステム（10）。

【請求項 7】

前記ユーザタッチ入力はタッチスクリーン上において多点ジェスチャとして解釈される、請求項6に記載のシステム（10）。